



国官参事第 1303 号
平成 24 年 10 月 16 日

スカイネットアジア航空株式会社
安全統括管理者 上田 幸彦 殿

国土交通省
大臣官房参事官(航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長

高野



搭載用航空日誌に機長が署名せずに後続の航空機を運航したこと等
について (嚴重注意)

貴社の報告によれば、平成 24 年 9 月 12 日に SNJ61 便の機長が同便の運航終了後に搭載用航空日誌への署名を失念したまま後続の SNJ64 便を運航し、同日の乗務終了後に署名を失念したことに気付いたものの、同社の整備士と合意の上で整備士に代理署名を行わせ、同日から 9 月 14 日までの間の合計 11 便において機長の署名が無いまま航空機の運航が行われたことが判明した。

本事案は航空法第 58 条(航空日誌)に抵触するものであることに加え、署名の代筆を行ったことは大きな問題であるほか、貴社においては平成 21 年 5 月 19 日に機長及び確認整備士が搭載用航空日誌への署名を行わなかった事案により嚴重注意を受けているにもかかわらず、その後、今回の事案も含めて機長による搭載用航空日誌への署名忘れが 6 回発生している。これらについては、誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

本事案では、当該機長及び確認整備士の基本動作の不徹底、航空法遵守に対する意識不足等の問題があることから、貴社におかれては、必要な措置を検討の上、平成 24 年 10 月 30 日までに文書にて報告されたい。

なお、今後同様の事案を発生させた場合には、更に厳しい処分等を行うことがあることを申し添える。